⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。

㋐

１．延べ面積　10,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

２．階　　数　３階以上

３．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）電灯設備

ｂ）火災報知設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．延べ面積　3,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

２．工事種目　電灯設備

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　第１号２⑴⑥に同じ。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成12年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の工事経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。

１．延べ面積　3,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

２．階　　数　３階以上

３．工事種目　電灯設備

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。

③　第１号２⑵③に同じ。

⑻～⑼　第１号２⑴⑦～⑧に同じ。

⑽　第１号２⑶に同じ。

⑾　第１号２⑴⑨に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴～⑵①　第１号３⑴～⑵①に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「電気設備において、保守管理や将来の改修工事に配慮した施工に関する具体的な提案」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「電気設備において、保守管理や将来の改修工事に配慮した施工に関する具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ。

⑷　⑵②㋐「電気設備において、保守管理や将来の改修工事に配慮した施工に関する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～②　第１号４⑸①～②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成28年１月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成28年１月８日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。

５　その他

⑴～⑮　第１号５⑴～⑮に同じ。

⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑰～⑱　第１号５⑰～⑱に同じ。

６　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Electrical Facility Construction work of the Utsunomiya National Government Building for Ministry of Justice ⑮.

⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)